

# 現場説明書

業 務 名 濁川流木対策策定調査業務

業 務 場 所 宮城県柴田郡川崎町  
前川字上原山国有林235林班地内外

東北森林管理局

仙台森林管理署

## 1 業務の概要について

### (1) 目的

平成28年度に濁川治山工事实施設業務にて、蔵王山噴火に伴う濁川火山泥流発生時の発生流木量の算出及び流木対策施設の設計及び計画の検討を行ったが、令和4年度に流木発生量算出にあたっての基礎数値である航空レーザ計測データが新たに取得されたこと、及び「土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画の基本的な考え方（試行版）R5.8」において流木化の判定手法が示されたことから当署で対策検討すべき発生流木量が変更となった。

そのため、関係機関と調整を図りつつ再度計画の見直しを行い、より確実な防災対策を検討、計画することが本調査の目的である。

### (2) 法令等

蔵王国定公園第1種特別地域、特別保護地区

鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区

生物群集保護林保存地区

土砂流出防備保安林、水源涵養保安林、保健保安林

## 2 業務内容

### (1) 現地調査

#### ア 現地調査

#### ① 荒廃地現況や既往防災施設、社会的特性に係る現地調査

調査地内において、荒廃地調査及び地況や林況等の自然的特性調査を実施する。併せて、現地における既存の治山施設の施工状況を調査する。

また、保全対象の位置関係や法規制状況を調査し、当該地に係る社会的特性を把握する。

#### ② 流木対策の検討に係る現地調査

宮城県提供の「令和6年度 松川火山砂防事業流木対策調査検討業務委託報告書 抜粋」を参考に治山事業や森林整備事業を実施するにあたっての現場条件等を調査する。

### (2) 治山事業及び森林整備計画の見直し検討

上記(1)の結果や宮城県からの提供資料や航空レーザ計測データを活用して流木発生リスクの高い箇所を特定し、優先度を付した上で各発生要因に対する治山事業や森林整備事業計画の検討を行う。

## 3 資料等

### (1) 示方書、参考文献等

名称	編者・著者・発行所
治山技術基準解説	(一社)日本治山治水協会
治山事業設計積算資料(参考資料)	東北森林管理局 治山課
森林土木法規集治山編	(株)林土連研究社

## (2) 貸与資料

貸与資料名	部数	備考
治山事業設計積算資料（参考資料）	1	令和7年11月1日改正
濁川治山工事実施設計業務	1	平成29年3月
航空レーザ測量データ	1	宮城県より情報提供
国有林野施業実施計画図	1	第7次, GISデータも手交可能
令和6年度 松川火山砂防事業流木対策調査検討業務委託報告書 抜粋	1	「治山事業区間における流出流木量の検討」 宮城県より情報提供（日本工営）
空中写真	1	

### 示方書、参考文献等の取り扱い

上記に示す示方書、参考文献、貸与資料の取り扱い上の注意事項は下記のとおりである。

- ア 業務の実行に関しては、「治山技術基準解説」「治山ダム・土留工断面表」及び東北森林管理局治山課作成の「治山事業設計積算資料（参考資料）」を優先して適用し、資材運搬路等については「林道技術基準」「林道規程」及び東北森林管理局森林整備課作成の「林道設計要領」を適用する。
- イ 示方書、参考文献、貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合や字句の解釈に疑義が生じた場合は事前に監督職員の指示を受けるものとする。
- ウ 示方書、参考文献等は、業務時点の最新版を用い業務中に改定された場合は事前に監督職員の指示を受けるものとする。
- エ 上記に示す貸与資料は、業務終了後一括して速やかに返納しなければならない。
- オ 木製構造物の設計に当たっては、「森林土木木製構造物施工マニュアル」を使用すること。

## 4 業務の留意点

### (1) 測量

保安林内であることから、測量の刈り払いは必要最小限にすること。  
入林する際は、管轄している森林事務所に連絡すること。

### (2) 設計

施工上の注意点等を記載し、参考資料等がある場合は添付すること。

### (3) 調査現場における安全について

調査箇所位置する市町村から消防法に基づく林野火災警報又は林野火災注意報が発令された際には、その市町村の火災予防条例で定める火の使用制限に従うとともに、山火事防止のため、普段から火気の取扱いには万全を期すこと。

### (4) その他

業務対象地は豪雪地帯であることから現地調査については、令和8年11月27日までに実施すること。また、関係機関との打合せにより特定の期日までの計画数量の算出を要する場合がある。

## 5 打合せ協議

治山事業調査等業務特記仕様書のとおり。

## 6 提出書類について

森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の発注者が指定した様式のとおりとするが、様式にないものについては、受注者において様式を定め提出するものとする。

7 成果品

成果品納入後といえども、誤り、不備が発見された場合は速やかに処理すること。

8 前金払いについて

受注者は、約款第35条第1項の前払金の支払いについて、請負代金額300万円以上の場合にあっては請求することができるが、請負代金額300万円未満の場合にあっては請求できないものとする。なお、業務の内容が測量のみの場合にあっては請求代金額200万円と読み替えるものとする。

9 資材関係について

本調査業務で使用する損料、資材等の種類、品質、規格、寸法等については、下表のとおりとする。

名 称	規格・寸法	備 考